

# 横浜公園における景観形成について

---

横浜市都市整備局

令和6年10月29日

# 主旨

旧市庁舎街区や関内駅前地区の開発等のまちの変化に伴い、関内・関外地区の更なるにぎわい創出に向けて、横浜公園内にスポーツ等の興行が可能な施設として立地する横浜スタジアムにおいて、関内駅側へのデジタルサイネージを設置したいと、（株）横浜スタジアムから提案がありました。

本提案については、公園の新たな魅力向上が期待できる一方、横浜公園は景観重要公共施設として位置付けられ、景観上・歴史上重要な都市公園であることから協議にあたり慎重な判断が求められるため、本件を都市美対策審議会に付議いたします。本日の議論を踏まえて、今後、都市景観協議申出、屋外広告物許可申請を行い、都市美対策審議会に改めて付議いたします。

## 本日

デジタルサイネージ活用の方向性について審議  
(都市景観協議申出、屋外広告物許可申請事前審議)  
【主な論点】 配置・大きさ・表示内容等



都市景観協議申出  
屋外広告物許可申請

## 次回

本日の意見を踏まえ、提案内容を精査し、  
デジタルサイネージ設置に関する審議

(参考) 前回 (令和6年8月27日) の審議について

### 【説明内容】

デジタルサイネージの提案概要及び  
設置により期待される効果

### 【主なご意見】

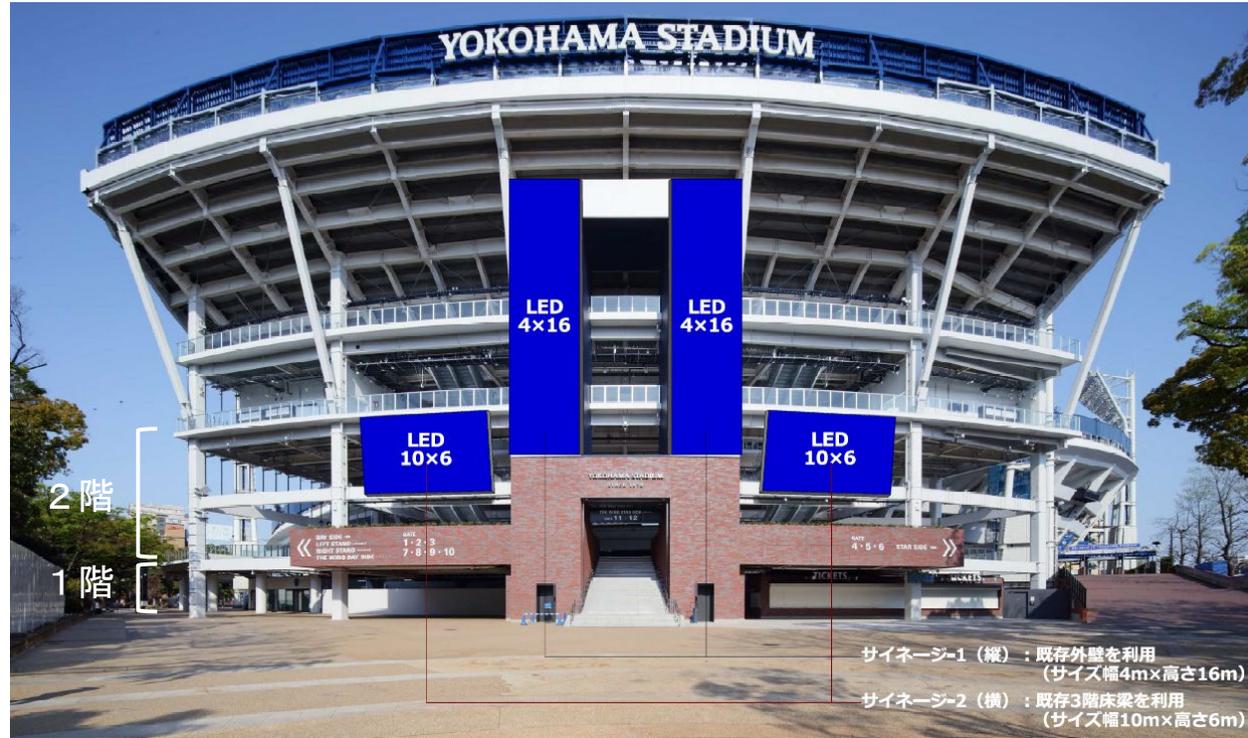
- ・コンサート等のイベントの際の演出に活用できる点は良いと思うが、デジタルサイネージの大きさ、コンテンツ内容及び審査体制については引き続き検討が必要。
- ・また、今後の横浜公園全体の魅力向上に向けた方向性についても検討が必要。

# 事業者提案の概要

来街者を迎え入れる玄関口として関内駅側にデジタルサイネージを設置し、スタジアムや公園の活用シーンに合わせた演出を行うなどまち全体の活性化に資する取組を行います。



現状



事業者提案

## 第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。

### 1 関内地区全域の制限

#### <映像装置>

映像装置を使用する屋外広告物は、2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては当該建築物の2階以下に、その他のものにあつては当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない。

### 2 地区別の制限 ⇒横浜公園については定めがない

# 『横浜市屋外広告物条例』におけるデジタルサイネージに関する制限

(許可)

第9条 市の区域に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が第6条から前条まで、次条第2項及び第13条から第16条までの規定に適合すると認められるときでなければ、当該許可をしてはならない。

(広告物等に係る基準等)

第16条 次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)その他の工作物の外面を利用する広告物等

(2)～(11) 略

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区域内的の広告物等は、当該各号に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 景観法第8条第2項第4号イに掲げる事項が定められた同条第1項に規定する景観計画の区域 規則で定める基準

(2) 略

# 『横浜市屋外広告物条例』におけるデジタルサイネージに関する制限

(許可の特例)

第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項(第18条第3項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第9条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

## 横浜市屋外広告物条例施行規則

第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 外面を利用する広告物等(投影広告物を除く。)に係る基準

ア 広告物等を表示し、又は設置する一の外面における当該広告物等の表示面積(映像装置を使用する広告物等にあつては、映像を表示する部分の表示面積に4を乗じて得た面積とその他の部分の表示面積との合計。次号ア(イ)から(カ)まで及びイ(ア)並びに第5号イ(イ)から(エ)まで及び(オ)c並びに第10号ア(ア)、イ(イ)及びエ(ア)において同じ。)の合計は、当該外面の面積の10分の3以下とすること。

# 関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン

横浜公園が立地する関内駅周辺地区では、市庁舎移転を契機とした新しいまちづくりの方針として、令和2年1月に「関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン（ACP）」を策定しました。「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとしたまちづくりを進める中で、求められる機能の一つとして「スポーツ・健康」を掲げています。



## ■観光・集客

観光客の目的地となる新たな魅力を誘導することで、都心臨海部における新たな集客の拠点を作り出すとともに、高まる都心臨海部の観光ニーズを関内駅周辺に引き込み、周辺と結ぶことで、関内・関外地区の回遊性を高め、商業需要の向上につなげていきます。

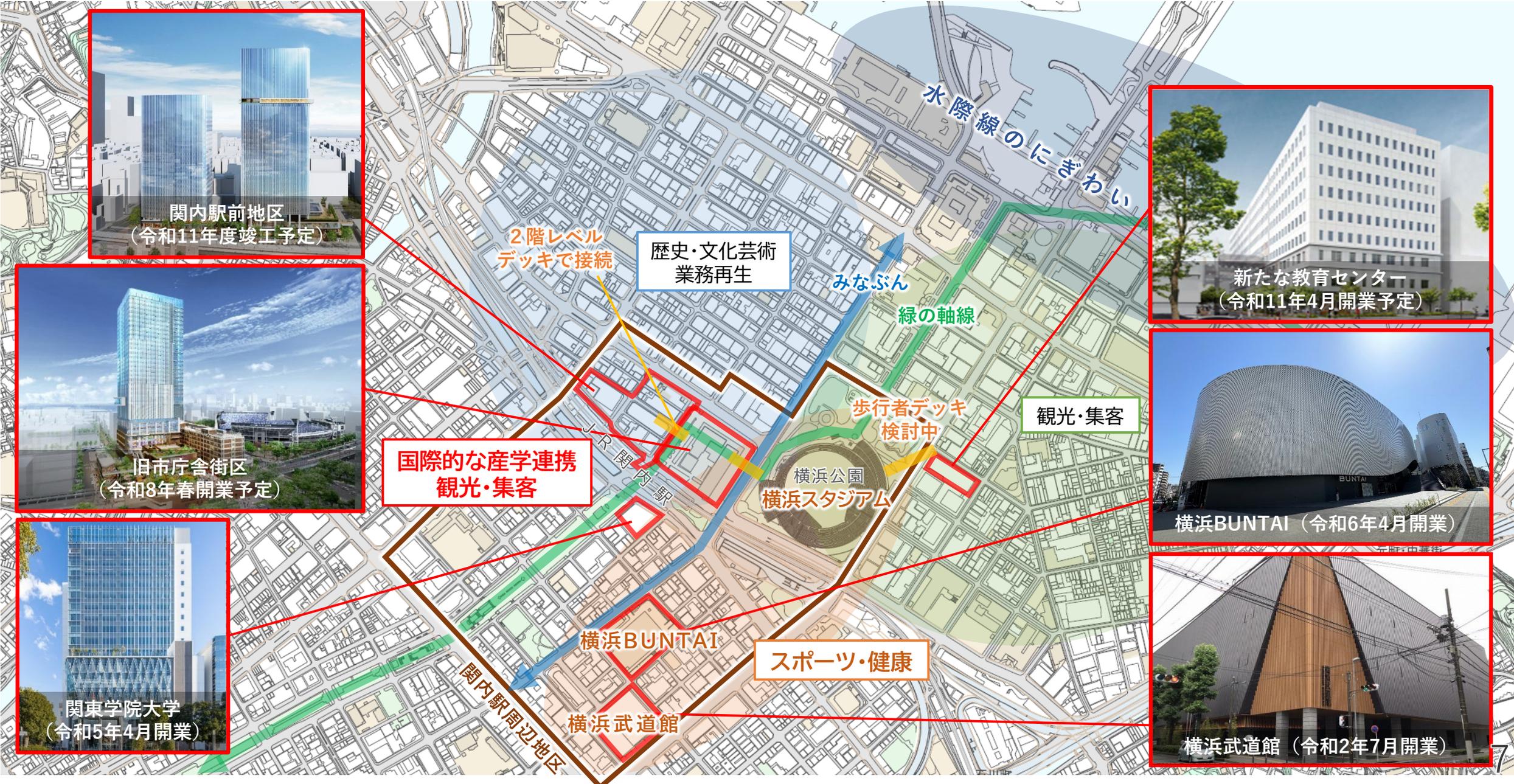
## ■スポーツ・健康

大規模スポーツイベントの誘致・開催や地元プロスポーツチームとの連携を通じ、市民が一流のプレーを観戦する機会や、夢や感動を共有する機会を創出するとともに、集客促進や地域経済活性化を目指します。

また、誰もが身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを推進し、スポーツや健康を通じた市民の暮らしの充実や街の活性化を図り、スポーツ都市横浜の実現を目指します。

(関内駅周辺地区ACPより抜粋)

# 関内駅周辺地区エリアコンセプトプランに基づいて進められているまちづくりの状況（拠点整備）



# 関内駅周辺地区エリアコンセプトプランに基づいて進められているまちづくりの状況（回遊性強化）



## ① 機能の誘導 ～「国際的な産学連携」「観光・集客」の強化～

（横浜公園について）

明治9年開園の歴史ある公園であり、外国人と日本人双方が利用できたことから「彼我（ひが）公園」と呼ばれていました。緑豊かな公園は市民が憩い・くつろぐ場として貴重なことに加え、横浜スタジアムはプロスポーツや市民スポーツの拠点となっています。歴史と緑を尊重し、周辺環境とも協調しながら、街の賑わい創出につながるよう、公園の魅力を高めます。

## ② 景観の誘導 ～関内地区の玄関口として、魅力と品格のある景観形成～

関内側エリアは関内地区の玄関口であり、景観面でも、市庁舎が移転した後の関内地区の印象を形作る重要なエリアです。

これまで横浜市では、現市庁舎街区の周辺を横浜市景観計画において、「市庁舎前面特定地区」等に位置付け、調和した街並みとゆとりある空間となるよう景観形成に取り組んできましたが、新たなまちづくりを進めるにあたっては、

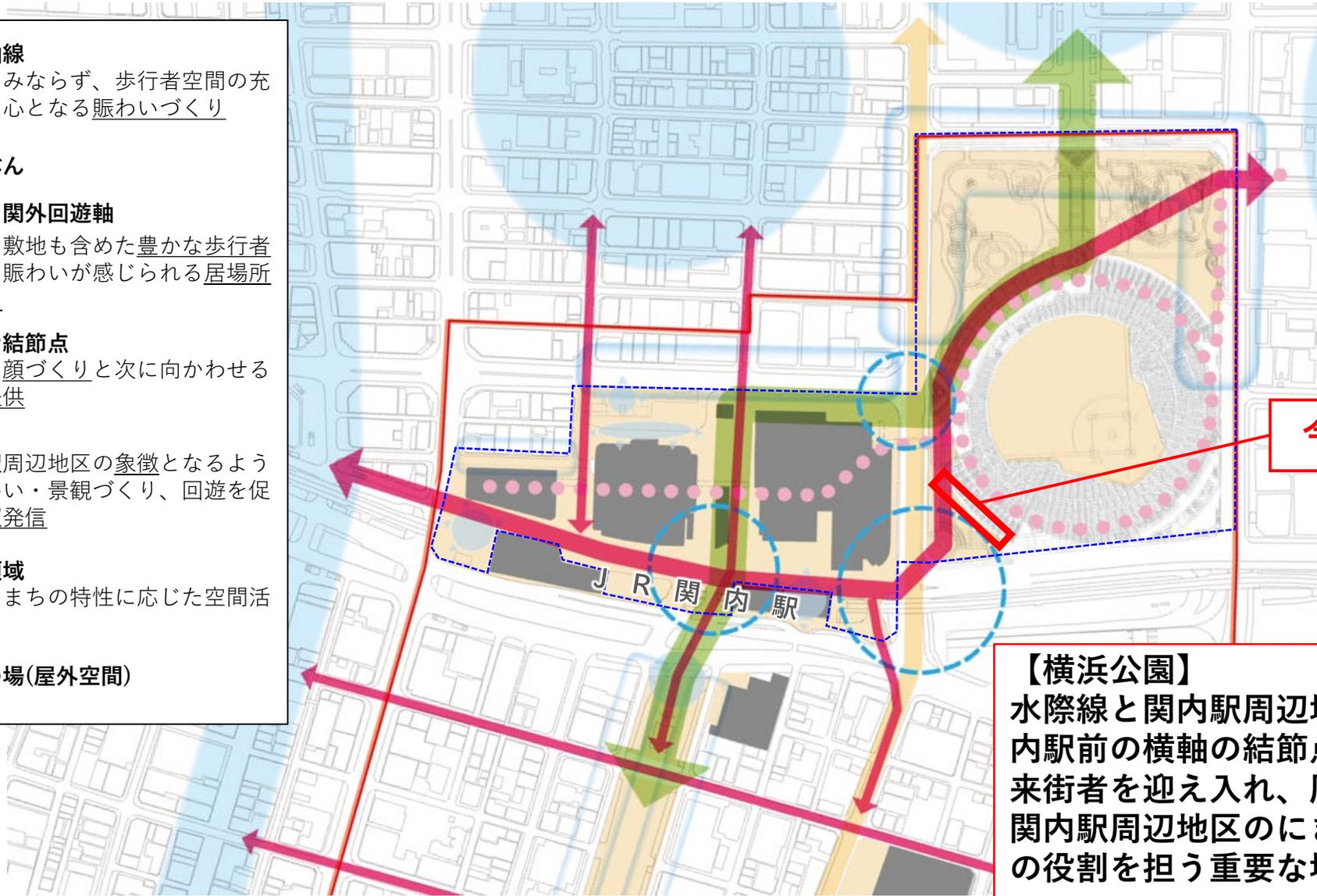
- 関内地区の玄関口としての風格のある景観と、多くの人で賑わう魅力的な駅前空間の形成
- 大通り公園から横浜公園、さらに海沿いへとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間の形成
- 「開港の地」としての歴史性

を普遍的な景観形成上の要素として継承しつつ、これまで形成してきた景観がより良いものとなるよう誘導していきます。

また、土地利用転換を行う際には、関内・関外地区の新たなシンボルとなるような景観形成を目指し、建築物の低層部には、人々の活動による賑わいのある景観を誘導するとともに、最高高さ等高層部の景観についても、現行基準の見直しも含めて、地区の象徴となるような魅力と品格のある眺望景観を誘導します。

# 場所特性（関内駅前3街区における空間の役割）（令和6年4月22日都市美資料より抜粋）

- 
**緑の軸線**  
 緑化のみならず、歩行者空間の充実、中心となる賑わいづくり
- 
**みなぶん**
- 
**関内・関外回遊軸**  
 沿道の敷地も含めた豊かな歩行者空間と賑わいが感じられる居場所づくり
- 
**主要な結節点**  
 迎える顔づくりと次に向かわせる情報提供
- 
**玄関口**  
 関内駅周辺地区の象徴となるような賑わい・景観づくり、回遊を促す情報発信
- 
**中間領域**  
 既存のまちの特性に応じた空間活用
- 
**活用の場(屋外空間)**



今回提案箇所

**【横浜公園】**  
 水際線と関内駅周辺地区を結ぶ縦軸と関内駅前の横軸の結節点に位置しており、来街者を迎え入れ、周辺のまちへ流し、関内駅周辺地区のにぎわい創出・活性化の役割を担う重要な場所

関内駅周辺地区のにぎわい創出につながる、**横浜公園の魅力向上にむけた利用の考え方を整理**

# 横浜公園の魅力向上にむけた利用の考え方（案）

横浜公園は開港以来の歴史と緑を感じさせるとともに、市街地における憩いと安らぎの場や、賑わい施設である球場が一体となり魅力を形成していることが特徴です。歴史性を継承し、豊かな緑を育てるとともに、先進的な施設を備えたスタジアムとして機能を向上させることで相乗効果を高め、来街者を迎え入れる新たな魅力創出を図ります。

## 【水の広場周辺】

公園の景観を特徴づける噴水等を有するゆとりある空間  
⇒広い空間を活かし、イベント等にも活用

## 【関内駅前側】

水際線と関内駅周辺地区を結ぶ縦軸と関内駅前の横軸の結節点に位置する重要な場所で来街者を迎え入れる空間  
⇒スタジアムや公園の活用シーンに合わせた演出を行うなど公園施設としてのスタジアムの機能を向上させるとともに、まち全体の活性化に資する取組を進める

日本大通りと一体となった見通し眺望、景観の調和を図る

## 【日本大通り側】

こどもの遊び場や四季を感じる日本庭園を有する都心部のまとまりある貴重な緑の空間  
⇒人々が憩い、楽しめる場であるとともに、都市防災などの多面的機能を発揮

## 【回遊デッキ】

周辺のまちとをつなぐ重要な動線  
⇒新設デッキ等の整備に合わせ、地区の回遊性を向上

歩行者動線

# 横浜公園の魅力向上にむけた利用の考え方（案）

## 【水の広場周辺】

公園の景観を特徴づける噴水等を有するゆとりある空間  
⇒広い空間を活かし、イベント等にも活用



日常とは違った新たな魅力創出



イベント等による公共空間活用

歩行者動線

# 横浜公園の魅力向上にむけた利用の考え方（案）

## 【日本大通り側】

こどもの遊び場や四季を感じる日本庭園を有する都心部の  
まとまりある貴重な緑の空間  
⇒人々が憩い、楽しめる場であるとともに、都市防災などの  
多面的機能を発揮



日本大通りと一体となった  
見通し眺望、景観の調和を図る



横浜公園らしさを活かした魅力創出



日本庭園のライトアップ



スタジアム・公園が連動したにぎわい

歩行者動線

# 横浜公園の魅力向上にむけた利用の考え方（案）

## 【回遊デッキ】

周辺のまちとをつなぐ重要な動線

⇒新設デッキ等の整備に合わせ、地区の回遊性を向上



## 歩きたくなる空間の創出



歩行者動線

# 横浜公園の魅力向上にむけた利用の考え方（案）

## 【関内駅前側】

水際線と関内駅周辺地区を結ぶ縦軸と関内駅前の横軸の結節点に位置する重要な場所で来街者を迎え入れる空間

⇒スタジアムや公園の活用シーンに合わせた演出を行うなど公園施設としてのスタジアムの機能を向上させるとともに、まち全体の活性化に資する取組を進める



来街者を迎え入れる新たな魅力演出



スタジアムの興行や公園の  
使われ方に応じた演出を行う